

豊中市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所・施設等に対する
サービス提供体制確保事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 市は、豊中市域に所在する介護サービス事業所・施設等において、新型コロナウイルスの感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援することを目的とし、豊中市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所・施設等に対するサービス提供体制確保事業補助金（以下「補助金」という。）について、令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱（令和6年3月29日老発0329第3号厚生労働省老健局長通知）に基づき、介護サービス事業者に対し、必要な経費を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、豊中市補助金交付規則（昭和57年豊中市規則第15号）及び地域医療介護総合確保基金管理運営要領に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業等)

第2条 補助金の補助事業、補助対象事業所等、対象経費及び補助額は別記1及び2のとおりとする。

2 補助金の額の算定に当たって千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(補助金の申込手続き)

第3条 事業者が補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を市長が定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 豊中市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所・施設等に対するサービス提供体制確保事業補助金交付申込書（様式1-1及び様式1-2）
- (2) 豊中市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所・施設等に対するサービス提供体制確保事業補助金についての調書及び証拠書類に係る誓約書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び通知)

第4条 市長は、補助金の交付の申込があったときは、当該申込に係る書類等により当該申込の内容を審査し、補助金を交付すべきと認めた時は、補助金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、交付を決定した額、交付の条件その他必要な事項を、補助金の交付の申込をした者に補助金交付決定通知書（様式2）により、通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第5条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申込の内容を変更（軽微な変更を除く。）して交付申込を行う場合には、あらかじめ市長と協議の上、第3条の規定に準じて、速やかに行うものとする。

2 前項の軽微な変更は、補助対象経費の総額に対して20%以内の増減を伴う経費の配分又は事業内容の変更とする。

(交付の条件)

第6条 補助事業を行う者として市長が認めた事業者に対して付する条件は、次に掲げるとおり

とする。

- (1) 補助事業に係る収入及び支出との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくこと。
- (2) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業の全部又は一部を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得した財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (6) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、豊中市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所・施設等に対するサービス提供体制確保事業補助金に関する消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書（様式5）により速やかに市長に報告すること。なお、市長に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を納付すること。

（申込の取下げ）

- 第7条 第4条の規定による決定の通知を受け取った日から起算して30日以内に限り当該申込書を取り下げることができる。
- 2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申込に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（決定の変更等）

- 第8条 市長は、補助金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

（実績報告）

- 第9条 事業者は、補助事業が完了したときは、豊中市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所・施設等に対するサービス提供体制確保事業補助金実績報告書兼請求書（様式3-1及び様式3-2）に関係書類を添えて、補助事業の完了した日の翌日から起算して30日以内又は令和6年3月31日までのいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

- 第10条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けた場合は、当該報告書等を審査し、必要に応じて調査等を行い、その報告に係る補助金の交付の実施結果が、交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式4）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

第 11 条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を交付する。

(立入調査)

第 12 条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があると認められるときは、補助金の交付決定を受けた事業者に対して、必要な事項を報告させ、又は、本市職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(補助金の取り消し等)

第 13 条 補助金の交付を受けた補助事業者が、次の（１）から（４）のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて当該取り消しに係る部分の補助金の返還を命ずることがある。

- （１）補助金の交付決定にあたり、第 6 条各号の規定により市長が付した条件を順守しなかったとき
- （２）正当な理由なく補助金の検査等を拒否したとき
- （３）補助に関する帳簿、証拠書類、台帳の不備があったとき
- （４）虚偽の申込その他の不正な方法によって補助金の交付を受けたことが明らかになったとき

(他の補助金等との重複の禁止)

第 14 条 補助事業者は、この補助事業により補助金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別途定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年（2021 年）6 月 30 日から施行し、令和 3 年（2021 年）4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年（2022 年）5 月 1 日から施行し、令和 4 年（2022 年）4 月 1 日より適用する。ただし、別添 2 の規定は、令和 3 年（2021 年）4 月 1 日より適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年（2022 年）7 月 1 日から施行し、令和 4 年（2022 年）4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年（2022 年）9 月 20 日から施行し、令和 4 年（2022 年）4 月 1 日より適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年（2022 年）12 月 26 日から施行し、令和 4 年（2022 年）4 月 1 日より適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年（2023 年）4 月 1 日から施行し、令和 4 年（2022 年）4 月 1 日より適用する。

附 則

この要綱は、令和5年（2023年）7月14日から施行し、令和5年（2023年）4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、令和5年（2023年）11月1日から施行し、令和5年（2023年）10月1日より適用する。

附 則

この要綱は、令和6年（2024年）6月1日から施行し、令和6年（2024年）4月1日より適用する。

別記 1

補助事業、対象経費及び補助額等

以下の介護サービス事業所・施設等が、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費（令和5年4月1日から令和5年5月7日までに係る通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用）について支援を行う。

ア 対象となる事業所・施設等

（ア）新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等（休業要請を受けた事業所・施設等を含む）

- ①利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む）（※1～※4）
- ②濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所（※2）、短期入所系サービス事業所（※3）、介護施設等（※1）
- ③府、保健所を設置する市又は特別区から休業要請を受けた通所系サービス事業所（※4）、短期入所系サービス事業所（※3）
- ④感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等（①、②の場合を除く）（※1）
- ⑤病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養を行った高齢者施設等（※5）

（イ）新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所（※4）

（ア）①、③以外の通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）を除く）であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所（通常形態での通所サービス提供が困難であり、感染の未然に代替措置を取った場合（近隣自治体や近隣事業所等で感染者が発生している場合又は感染拡大地域で新型コロナウイルス感染症が流行している場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る））

※「通所系サービス事業所の職員により利用者の居宅への訪問によるサービス提供を行った事業所」は、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月24日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、振興課、老人保健課連名事務連絡）別紙1の2に基づきサービス提供している事業所を指す。

（ウ）感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（以下のいずれかに該当）の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う事業所・施設等（※1～※4）

・（ア）の①又は③に該当する介護サービス事業所・施設等

・感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所

※「自主的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日（通所系サービス事業所が（イ）の訪問によるサービスのみを提供する場合を含む）が連続3日以上の場合を指す。

※1 介護施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

※2 訪問系サービス事業所

訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに限る）並びに居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所（ア（ア）の事業を除く）及び居宅療養管理指導事業所

※3 短期入所系サービス事業所

短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る）並びに認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護に限る）

※4 通所系サービス事業所

通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）

※5 高齢者施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所

イ 対象経費

令和5年4月1日以降に、新型コロナウイルス感染症への対応において、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を補助

(ア) a. ア（ア）①から③に該当する事業所・施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

①職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用（別添1-1のとおり。（介護施設等に限る））

②通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用

【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

③介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用

④感染性廃棄物の処理費用

⑤感染者又は濃厚接触者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用

⑥通所系サービスの代替サービス提供のための費用

代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）

※なお、②、⑥については、代替サービス提供期間の分に限る

b. ア（ア）④に該当する介護施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

⑦職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保

一定の要件に該当する自費検査費用（別添 1－1 のとおり。（介護施設等に限る））

c. ア（ア）⑤に該当する高齢者施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用、職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

⑧感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用（別添 2－1 のとおり。（高齢者施設等に限る））

（イ）ア（イ）に該当する事業所

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

①通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用

【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

②通所系サービスの代替サービス提供のための費用

代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信用は除く）

※なお、①、②については、代替サービス提供期間の分に限る

（ウ）ア（ウ）に該当する事業所・施設等

【連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用】

①感染が発生した事業所・施設等からの利用者の受け入れに伴う介護人材確保

②感染が発生した事業所・施設等への介護人材の応援派遣

のための、緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、職員派遣に係る旅費・宿泊費

ウ 補助額

イ（ア）、イ（イ）及びイ（ウ）の対象事業所・施設等の基準単価、単位及び補助額は、別表１、別表２及び別表３のとおりとする。

なお、別表１、別表２及び別表３に定める基準単価は年度単位で適用する。

年度単位で適用するにあたっては、別記１及び別記２を併せて取扱うものとする。

ただし、【別添２－１】３ウの補助額は、別表１の範囲外とし、【別添２－１】３ウに定めるとおりとする。

別記2

補助事業、対象経費及び補助額等

以下の介護サービス事業所・施設等が、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費（令和5年5月8日以降に係る通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用）について支援を行う。

ア 対象となる事業所・施設等

（ア）新型コロナウイルス感染者が発生又は感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。以下同じ）に対応した介護サービス事業所・施設等（休業要請を受けた事業所・施設等を含む）

- ①利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（職員に感染者と接触があった者が複数発生し、職員が不足した場合を含む）（※1～※4）
- ②感染者と接触があった者に対応した訪問系サービス事業所（※2）、短期入所系サービス事業所（※3）、介護施設等（※1）
- ③感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等（①、②の場合を除く）（※1）
- ④施設内療養を行った高齢者施設等（※5）

（イ）新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所（※4）

（ア）①以外の通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）を除く）であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所（通常形態での通所サービス提供が困難であり、休業を行った場合（近隣自治体や近隣事業所等で感染者が発生している場合又は感染拡大地域で新型コロナウイルス感染症が流行している場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る））

※「通所系サービス事業所の職員により利用者の居宅への訪問によるサービス提供を行った事業所」は、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月24日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、振興課、老人保健課連名事務連絡）別紙1の2に基づきサービス提供している事業所を指す。

（ウ）感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（以下のいずれかに該当）の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う事業所・施設等（※1～※4）

- ・（ア）の①に該当する介護サービス事業所・施設等
- ・感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所

※「自主的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日（通所系サービス事業所が（イ）の訪問によるサービスのみを提供する場合を含む）が連続3日以上の場合を指す。

※1 介護施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

※2 訪問系サービス事業所

訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに限る）並びに居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所（ア（ア）の事業を除く）及び居宅療養管理指導事業所

※3 短期入所系サービス事業所

短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る）並びに認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護に限る）

※4 通所系サービス事業所

通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）

※5 高齢者施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所

イ 対象経費

令和5年5月8日以降に、新型コロナウイルス感染症への対応において、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を補助

（ア）a. ア（ア）①及び②に該当する事業所・施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

①職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当（令和５年１０月１日以降に支給された当該割増賃金・手当のうち、新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当については、職員一人につき、日額による支給の場合には１日あたり４千円を補助上限とし、１月あたり２万円を限度額とする。また、月額又は時給による支給の場合には１月あたり２万円を補助上限の限度額とする。以下同じ。）、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用（別添１－２のとおり。（介護施設等に限る））

②通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用

【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

③介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用

④感染性廃棄物の処理費用

⑤感染者又は感染者と接触があった者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の
購入費用

⑥通所系サービスの代替サービス提供のための費用

代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）

※なお、②、⑥については、代替サービス提供期間の分に限る

b. ア（ア）③に該当する介護施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

⑦職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保

一定の要件に該当する自費検査費用（別添１－２のとおり。（介護施設等に限る））

c. ア（ア）④に該当する高齢者施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用、職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

⑧感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用（別添２－２のとおり。（高齢者施設等に限る））

(イ) ア（イ）に該当する事業所

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

①通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用

【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

②通所系サービスの代替サービス提供のための費用

代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信用は除く）

※なお、①、②については、代替サービス提供期間の分に限る

(ウ) ア(ウ)に該当する事業所・施設等

【連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用】

② 感染が発生した事業所・施設等からの利用者の受け入れに伴う介護人材確保

②感染が発生した事業所・施設等への介護人材の応援派遣のための、緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、職員派遣に係る旅費・宿泊費

(エ) 令和6年3月に行った事業に要する経費

令和6年3月に行った事業に要する経費に対する取り扱いについては別記2別掲のとおり

ウ 補助額

イ(ア)、イ(イ)及びイ(ウ)の対象事業所・施設等の基準単価、単位及び補助額は、別表1、別表2及び別表3のとおりとする。

なお、別表1、別表2及び別表3に定める基準単価は年度単位で適用する。

年度単位で適用するにあたっては、別記1及び別記2を併せて取扱うものとする。

別記2 別掲

令和6年3月に行った事業に要する経費

令和6年3月に行った事業に要する経費に対する取り扱いについては次のとおりとする。

1 物品購入費（在庫の不足が見込まれる衛生用品購入費/消毒・清掃費用/感染性廃棄物処理費用）

衛生用品等の購入に係る費用について、感染発生日から3月31日までに発注及び納品されたものを対象とする。但し、発生日以降に発注された場合であっても、納品日が4月以降である場合は本補助の対象とはならない。

	感染発生前	感染発生日～収束日又は R6.3.31 まで	R6.4.1 以降	補助可否
①	発注	納品		不可
②		発注 ・ 納品		可
③		発注	納品	不可
④			発注	不可

2 委託料（消毒・清掃費用/感染性廃棄物処理費用）

委託料について、感染発生日から3月31日までの間に委託契約及び委託業務が履行された経費を補助対象とする。但し、発生日以降に委託契約を締結した場合であっても、業務の履行が4月以降である場合は本補助の対象とはならない。

なお、4月に跨って実施された業務については3月分の履行に対する経費のみ補助対象とする。

	感染発生前	感染発生日～収束日又は R6.3.31 まで	R6.4.1 以降	補助可否
①	委託契約	業務完了		不可
②		委託契約 ・ 業務完了		可
③		委託契約	業務完了	可(3月分のみ)
④			委託契約	不可

3 割増賃金・手当（超過勤務手当/危険手当/残業代/休日出勤手当）

割増賃金・手当について、感染発生日から3月31日までに生じた勤務に対する手当を対象とし、支給日が4月であっても補助の対象とする。

なお、3月31日に生じた業務でやむを得ず4月1日へ跨ることとなった業務に対する手当については、3月31日の経費として取り扱う。

	感染発生前	感染発生日～収束日又は R6.3.31 まで	R6.4.1 以降	補助可否
①	勤務	支給日		不可
②		勤務 ・ 支給日		可
③		勤務	支給日	可
④			勤務	不可

4 人材派遣等費用（緊急雇用/職業紹介手数料）

人材派遣等の費用について、感染発生日から3月31日までの雇用に対する費用（紹介手数料含む）を対象とする。但し、契約の都合上、3月～4月にかかる期間で一体として契約した場合であっても、4月以降の雇用に対する費用は本補助の対象とはならない。

	感染発生前	感染発生日～収束日又は R6.3.31 まで	R6.4.1 以降	補助可否
①	契約	雇用開始		不可
②		契約・雇用開始・雇用終了		可
③		契約・雇用開始	雇用終了	可(3月分のみ)
④		契約	雇用開始	不可
⑤			契約	不可

【別添１－１】

別記１イの対象経費に記載する経費のうち、「一定の要件に該当する自費検査費用」の取扱は、以下のとおりとする。

１ 補助対象

高齢者は、症状が重症化しやすい者が多く、クラスターが発生した場合の影響が極めて大きい。行政検査により、感染者が多数発覚している地域やクラスターが発生している地域において、特に高齢者施設（施設系・居住系）については、感染者が一人も発生していない施設であっても、職員・入所者全員を対象に、いわば一斉・定期的な検査を実施することとされていることを踏まえて、以下の介護施設等を対象とする。

（対象施設等）

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

２ 補助の内容及び要件

以下の要件に該当する自費での検査費用を補助対象とする。

１の対象施設等において、

- ・濃厚接触者と同居する職員
- ・発熱等の症状（※）を呈するが保健所等により経過観察を指示された職員
- ・面会後に面会に来た家族が感染者又は濃厚接触者であることが判明した入所者

などの者に対して施設等としては感染疑いがあると判断するが、保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関の判断では行政検査の対象とはされず、個別に検査を実施する場合であって、以下の①及び②の要件に該当する場合とする。

※「症状」とは、新型コロナウイルス感染症の症状として見られる発熱、呼吸器症状、頭痛、全身倦怠感などの症状を指す。

- ①近隣自治体や近隣施設等で感染者が発生した場合、又は感染拡大地域における施設等であること
- ②保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが対象にならないと判断された場合に、施設等の判断で実施した自費検査であること。

※なお、②については、自費検査を行った施設等において行政検査の対象とならなかった経緯を記載した理由書を作成し本事業の申込書と併せて市に提出すること。

※なお、感染者が確認された場合には、その後の検査は行政検査で行われることから、
本事業の対象とはならない。

3 補助の上限額

一人1回あたりの補助上限額は2万円を限度とする。（ただし、別表1の補助単価の範囲内）

4 その他

職員や利用者の個別の状況、事情にかかわらず、事業者の判断で実施される定期的な検査や一斉検査は対象外とする。

【別添１－２】

別記２イの対象経費に記載する経費のうち、「一定の要件に該当する自費検査費用」の取扱は、以下のとおりとする。

1 補助対象

高齢者は、症状が重症化しやすい者が多く、クラスターが発生した場合の影響が極めて大きい。ため、重症化リスクが高い者が多く入所する高齢者施設における陽性者が発生した場合の周囲の者への検査や従事者への集中的検査を地方自治体が実施する場合には行政検査として取り扱うこととされていることを踏まえて、以下の介護施設等を対象とする。

(対象施設等)

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

2 補助の内容及び要件

以下の要件に該当する自費での検査費用を補助対象とする。

1 の対象施設等において、

- ・感染者と同居する職員と同居する職員
- ・面会後に面会に来た家族が感染者であることが判明した入所者

などの者に対して施設等としては感染疑いがあると判断するが、保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関の判断では行政検査の対象とはされず、個別に検査を実施する場合であって、以下の①及び②の要件に該当する場合とする。

①近隣自治体や近隣施設等で感染者が発生した場合、又は感染拡大地域における施設等であること

②保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが対象にならないと判断された場合に、施設等の判断で実施した自費検査であること。

※なお、②については、自費検査を行った施設等において行政検査の対象とならなかった経緯を記載した理由書を作成し本事業の申込書と併せて市に提出すること。

※なお、感染者が確認された場合には、行政検査として扱われる場合は本事業の対象とはならない。

3 補助の上限額

一人1回あたりの補助上限額は2万円を限度とする。（ただし、別表1の補助単価の範囲内）

4 その他

職員や利用者の個別の状況、事情にかかわらず、事業者の判断で実施される定期的な検査や一斉検査は対象外とする。

【別添２－１】

別記１イの対象経費に記載する経費のうち、「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の取扱は、以下のとおりとする。

１ 補助対象

- 高齢者施設等において新型コロナウイルス感染症に利用者が罹患した場合に、
 - ・ 病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養することとなり、
 - ・ 保健所の指示等に基づき、施設内療養時の対応の手引きを参考に、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を実施した、高齢者施設等を対象とする。

(対象事業所・施設)

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所

２ 補助の内容及び要件

施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない、

- ① 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供
- ② ゾーニング（区域をわける）の実施
- ③ コホーティング（隔離）の実施、担当職員を分ける等の勤務調整
- ④ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察
- ⑤ 症状に変化があった場合等の医療機関・医師等への連絡・報告フローの確認等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、補助対象とする。

１の対象事業所・施設であって、以下の（１）及び（２）の要件に該当する場合とする。

- （１） 保健所に入所者の入院を依頼したが、病床ひっ迫等により、保健所等から入所継続の指示があった場合など、やむを得ず施設内療養することとなった高齢者施設等であること。
- （２） 保健所の指示等に基づき、必要な体制を確保しつつ、施設内療養時の対応の手引きを参考に、①～⑤を実施した高齢者施設等であること。

また、上記①～⑤に加え、以下の⑥を満たす日は、療養者毎に要するかかり増し費用について追加で補助を行う。

⑥小規模施設等（定員 29 人以下）にあつては施設内療養者*が同一日に 2 人以上、大規模施設等（定員 30 人以上）にあつては施設内療養者*が同一日に 5 人以上いること（施設内療養者は発症後 15 日以内の者とする。）。

※ 別添 2－1 でいう「施設内療養者」は、発症日から起算して 10 日以内の者（発症日を含めて 10 日間）とする。ただし、発症日から 10 日間経過しても、症状軽快*後 72 時間経過していないために、基本となる療養解除基準（発症日から 10 日間経過し、かつ、症状軽快*後 72 時間経過）を満たさない者については、当該基準を満たす日まで「施設内療養者」であるものとする（ただし、発症日から起算して 15 日目までを上限とする）。なお、いずれの場合も、途中で入院した場合は、発症日から入院日までの間に限り「施設内療養者」とする。

* 無症状患者（無症状病原体保有者）については、陽性確定に係る検体採取日が令和 5 年 1 月 1 日以降の場合は、当該検体採取日から起算して 7 日以内の者（当該検体採取日を含めて 7 日間）を「施設内療養者」とする。なお、陽性確定に係る検体採取日が令和 4 年 12 月 31 日までの場合は、当該検体採取日を発症日として取り扱って差し支えない。

* 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

3 補助の上限額

ア 施設内療養者一人あたり一日 1 万円を補助する（一人あたり最大 15 万円を補助。）。

イ 2 の⑥の要件を満たす場合は、上記アに加えて、施設内療養者一人あたり一日 1 万円を追加補助する（一人あたり最大 15 万円を追加補助。）。

なお、ア・イの補助額は別表 1 の補助単価の範囲外とし、イの追加補助については、小規模施設等は 1 施設あたり 200 万円、大規模施設等は 1 施設あたり 500 万円を限度額とする。

4 その他

本補助は、別記 1 イの対象経費の「（ア） a. ア（ア）①から③に該当する事業所・施設等」への対象経費とあわせての補助が可能である。

【別添２－２】

別記２イの対象経費に記載する経費のうち、「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の取扱は、以下のとおりとする。

1 補助対象

- 利用者が新型コロナウイルス感染症に罹患して施設内療養することとなり、施設内療養時の対応の手引きを参考に、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を実施した、高齢者施設等を対象とする。

(対象事業所・施設)

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所

2 補助の内容及び要件

施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない、

- ①必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供
- ②ゾーニング（区域をわける）の実施
- ③コホーティング（隔離）の実施
- ④担当を分ける等の勤務調整
- ⑤状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察
- ⑥症状に変化があった場合等の医療機関・医師等への連絡・報告フローの確認等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、補助対象とする。

1 の対象事業所・施設であって、以下の（１）から（５）の要件に該当する場合とする。

- （１）施設内療養することとなった高齢者施設等であること。
- （２）施設内療養時の対応の手引きを参考に、①～⑥を実施した高齢者施設等であること。
- （３）利用者に新型コロナウイルス感染者が発生した際に、主に以下の対応を行う医療機関を確保している高齢者施設等であること（自施設の医師が対応を行う場合も含む）。
 - ・施設からの電話等による相談への対応
 - ・施設への往診（オンライン診療を含む）

・入院の要否の判断や入院調整

(4) 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施している高齢者施設等であること。

(5) 希望する利用者へのオミクロン株対応ワクチンの接種を実施している高齢者施設等であること。

なお、(3)から(5)については、大阪府が実施した「高齢者施設等における協力医療機関等との連携状況等調査等について」（令和5年4月14日付け高事第1084号）の回答により、確認を行うものとする。

さらに、上記①～⑥に加え、以下の⑦を満たす日は、療養者毎に要するかかり増し費用について追加で補助を行う。

⑦ 施設内療養者※が定員規模に応じて以下の人数を満たすこと。

	令和5年5月8日から 9月30日まで	令和5年10月1日 以降
小規模施設等（定員29人以下）	同一日に2人以上	同一日に4人以上
大規模施設等（定員30人以上）	同一日に5人以上	同一日に10人以上

※ 別添2-2でいう「施設内療養者」は、発症日から起算して10日以内の者（発症日を含めて10日間）とする。ただし、発症日から10日間を経過していなくても、発症後5日間を経過し、かつ、症状軽快^{*1}から24時間経過した者であって、当該療養者や高齢者施設等の個別の状況を踏まえて上記①～⑥の措置を継続しないこととした場合については、当該措置を行った日まで^{*2}「施設内療養者」であるものとする。また、発症日から10日間経過し、かつ症状軽快から72時間経過していない者であって、高齢者施設等において療養が必要であると判断された者については、当該療養を行った日まで「施設内療養者」であるものとする（ただし、発症日から起算して15日目までを上限とする）。なお、いずれの場合も、途中で入院した場合は、発症日から入院日までの間に限り「施設内療養者」とする。

*1 無症状患者（無症状病原体保有者）について、陽性確定に係る当該検体採取日から起算して7日以内の者（当該検体採取日を含めて7日間）を「施設内療養者」とする。ただし、発症日から7日間を経過していなくても、発症日から5日間経過した者であって、当該療養者や高齢者施設等の個別の状況を踏まえて上記①～⑥の措置を継続しないこととした場合については、当該措置を行った日まで「施設内療養者」であるものとする。

*1 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

*2 療養期間中であっても、上記①～⑥の措置が行われていない期間が存在した場合、当該期間は補助の対象外とする。

3 補助の上限額

施設内療養者一人あたり以下の金額を補助する。

	令和5年5月8日から 9月30日まで	令和5年10月1日 以降
2の①から⑥を満たす場合の補助	1日1万円 (最大15万円)	1日5千円 (最大7万5千円)
上記に加えて2の⑦の要件を満たす場合の追加補助	1日1万円 (最大15万円)	1日5千円 (最大7万5千円)

なお、補助額は別表1の補助単価の範囲外とし、追加補助については、小規模施設等は1施設あたり200万円、大規模施設等は1施設あたり500万円を限度額とする。

4 その他

本補助は、別記2イの対象経費の「(ア) a. ア(ア) ①及び②に該当する事業所・施設等」への対象経費とあわせての補助が可能である。

別表 1

対象事業所・施設等（※1）		基準単価 (千円)	単位	補助額
通所介護事業所	通常規模型	537	事業所	以下に定める額を基本に予算の範囲内で補助する。 ・事業所・施設等ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を補助額とする。 ・令和5年10月1日以降に支給された「割増賃金・手当」のうち、新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当については、職員一人につき、日額による支給の場合には1日あたり4千円を補助上限とし、1月あたり2万円を限度額とする。また、月額又は時給による支給の場合には1月あたり2万円を補助上限の限度額とする。
	大規模型（Ⅰ）	684	事業所	
	大規模型（Ⅱ）	889	事業所	
地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む）		231	事業所	
認知症対応型通所介護事業所		226	事業所	
通所リハビリテーション事業所	通常規模型	564	事業所	
	大規模型（Ⅰ）	710	事業所	
	大規模型（Ⅱ）	1,133	事業所	
短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所		27	定員	
訪問介護事業所		320	事業所	
訪問入浴介護事業所		339	事業所	
訪問看護事業所		311	事業所	
訪問リハビリテーション事業所		137	事業所	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		508	事業所	
夜間対応型訪問介護事業所		204	事業所	
居宅介護支援事業所		148	事業所	
福祉用具貸与事業所		-		
居宅療養管理指導事業所		33	事業所	
小規模多機能型居宅介護事業所		475	事業所	
看護小規模多機能型居宅介護事業所		638	事業所	
介護老人福祉施設		38	定員	
地域密着型介護老人福祉施設		40	定員	
介護老人保健施設		38	定員	
介護医療院		48	定員	
介護療養型医療施設		43	定員	
認知症対応型共同生活介護事業所		36	定員	
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（定員 30 人以上）		37	定員	
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（定員 29 人以下）		35	定員	

- ※1 事業所・施設等について、補助の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。また、
- ・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱う。
 - ・介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防マネジメント）を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱う。
 - ・通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、補助の申請時点で判断すること。

別表 2

対象事業所・施設等（※1）		基準単価 （千円）	単位	補助額
通所介護事業所	通常規模型	537	事業所	以下に定める額を基本に予算の範囲内で補助する。 ・事業所・施設等ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を補助額とする。 ・令和5年10月1日以降に支給された「割増賃金・手当」のうち、新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当については、職員一人につき、日額による支給の場合には1日あたり4千円を補助上限とし、1月あたり2万円を限度額とする。また、月額又は時給による支給の場合には1月あたり2万円を補助上限の限度額とする。
	大規模型（Ⅰ）	684	事業所	
	大規模型（Ⅱ）	889	事業所	
地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む）		231	事業所	
認知症対応型通所介護事業所		226	事業所	
通所リハビリテーション事業所	通常規模型	564	事業所	
	大規模型（Ⅰ）	710	事業所	
	大規模型（Ⅱ）	1,133	事業所	

- ※1 事業所・施設等について、補助の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。また、
- ・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱う。
 - ・介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防マネジメント）を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱う。
 - ・通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、補助の申請時点で判断すること。

別表 3

対象事業所・施設等（※1）		基準単価 （千円）	単位	補助額
通所介護事業所	通常規模型	268	事業所	以下に定める額を基本に予算の範囲内で補助する。 ・事業所・施設等ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を補助額とする。 ・令和5年10月1日以降に支給された「割増賃金・手当」のうち、新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当については、職員一人につき、日額による支給の場合には1日あたり4千円を補助上限とし、1月あたり2万円を限度額とする。また、月額又は時給による支給の場合には1月あたり2万円を補助上限の限度額とする。
	大規模型（Ⅰ）	342	事業所	
	大規模型（Ⅱ）	445	事業所	
地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む）		115	事業所	
認知症対応型通所介護事業所		113	事業所	
通所リハビリテーション事業所	通常規模型	282	事業所	
	大規模型（Ⅰ）	355	事業所	
	大規模型（Ⅱ）	567	事業所	
短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所		13	定員	
訪問介護事業所		160	事業所	
訪問入浴介護事業所		169	事業所	
訪問看護事業所		156	事業所	
訪問リハビリテーション事業所		68	事業所	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		254	事業所	
夜間対応型訪問介護事業所		102	事業所	
居宅介護支援事業所		74	事業所	
福祉用具貸与事業所		282	事業所	
居宅療養管理指導事業所		16	事業所	
小規模多機能型居宅介護事業所		237	事業所	
看護小規模多機能型居宅介護事業所		319	事業所	
介護老人福祉施設		19	定員	
地域密着型介護老人福祉施設		20	定員	
介護老人保健施設		19	定員	
介護医療院		24	定員	
介護療養型医療施設		21	定員	
認知症対応型共同生活介護事業所		18	定員	
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（定員 30 人以上）		19	定員	
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（定員 29 人以下）		18	定員	

- ※1 事業所・施設等について、補助の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。また、
- ・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱う。
 - ・介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防マネジメント）を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱う。
 - ・通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、補助の申請時点で判断すること。